

令和 8 年第 5 回可児市農業委員会総会議事録

開 催 日 時	令和 8 年 5 月 1 日（金）午後 3 時 00 分から午後 4 時 20 分
開 催 場 所	庁舎 5 階全員協議会室
農 業 委 員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、 柴田 智弘、近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、 奥村 保彦、田中きょうこ
農地利用最適 化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、 奥村 松市、三宅 静喜
欠 席 委 員	酒向 崇好
事 務 局	局長 荻曾 英勝、課長 大津 誠、係長 山口 嘉之、会計年度職員 前田 晃
議 案	第 17 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対 する許可について 第 18 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第 20 号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更における意見聴取について
議 長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和 8 年第 5 回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に 大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14 名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、8 番、酒向崇好委員から欠席届が提出されておりますので、 8 名です。 これより令和 8 年第 5 回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声多数】
議 長	それでは、9 番奥村武司委員、10 番伊藤卓委員の両名を指名します。
議 長	続きまして、日程第 2、議案第 17 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の 設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局	日程第 2、議案第 17 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有 権移転申請について説明します。 今月の申請は、売買による所有権移転 3 件、交換による所有権移転 4 件、贈与による所

有権移転3件の合計10件です。

受付番号1番は、下恵土の方と土田の方との間における贈与による所有権移転です。

土田地内において、譲受人は申請地を取得して、営農規模の拡大を図るとのことです。
詳細については、資料のとおりです。

受付番号2番は、下恵土の方と土田の方との間における贈与による所有権移転です。

土田地内において、譲受人は申請地を取得して、営農規模の拡大を図るとのことです。
詳細については、資料のとおりです。

受付番号3番は、下恵土の方と土田の方との間における贈与による所有権移転です。

土田地内において、譲受人は申請地を取得して、営農規模の拡大を図るとのことです。
詳細については、資料のとおりです。

受付番号4番は、今渡の方と土田の方との間における売買による所有権移転です。

土田地内において、譲受人は自宅に隣接する申請地を取得して、新規就農するとのこと
です。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号5番と6番は、内容が同じですので、合わせて説明します。

東帷子の方と東帷子の方との間における交換による所有権移転です。

菅刈地内において、譲受人は所有地の一部を交換し、効率よく耕作できるようにする
とのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号5番と6番は、先月の総会で審議、許可した案件で、共有持ちの農地の権利を
整理したのですが、土地の形状が悪く利用しにくいとため、農地の一部を交換し、耕作の
効率を上げるとのことです。

受付番号6番については、受付番号5番と同じですので、説明は省略します。

受付番号7番と8番も、内容が同じですので、合わせて説明します。

坂戸の方と坂戸の方との間における交換による所有権移転です。

坂戸地内において、譲受人と譲渡人は、所有地の一部を交換し、効率よく耕作できる
ようにするとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号8番については、受付番号7番と同じですので、説明は省略します。

受付番号9番は、美濃市の方と長洞の方との間における売買による所有権移転です。

長洞地内において、譲受人は自宅に隣接する申請地を取得して、新規就農する
とのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号10番は、美濃加茂市の方と久々利の方との間における売買による所有権移
転です。

久々利地内において、譲受人は自宅に隣接する申請地を取得して、新規就農する
とのことです。

詳細については、資料のとおりです

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているた

		め、権利の移動は妥当と考えます。
議	長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
		受付番号1番から4番、土田お願いします。
奥	田	農業委員4番の奥田から現地確認の報告をします。
委		受付番号1番から3番は、譲渡人が同一ですので、合わせて説明します。申請地はとう
員		のう病院の西にある農地で、譲渡人は、旦那さんの死亡により相続で農地を取得しましたが、現在も譲受人に耕作を依頼してきたことから、そのまま贈与により譲る話がまとまり
		申請された案件となります。現状も耕作されており、問題ないと思います。
		受付番号4番は、土田の大型花き販売所の北側、住宅地の一角にある農地で、隣接地に
		住む方が購入され畑として耕作されますので、問題ないと思います。
議	長	受付番号5番、6番、菅刈お願いします。
山	本（寛）	推進委員3番の山本から現地確認の報告をします。
委	員	受付番号5番、6番は隣接地でお互いの農地の交換となりますので、合わせて報告しま
		す。菅刈地内の緑団地と名鉄広見線の間にある農地で、本年2月に隣接地間で交換を許可
		した農地となります。今回の申請では、農地を整形するための交換で、有効活用ができる
		ので、問題ないと思います。
議	長	受付番号7番、8番、坂戸お願いします。
山	本（富）	農業委員6番の山本から現地確認の報告をします。
委	員	受付番号7番、8番は隣接地でお互いの農地の交換となりますので、合わせて報告しま
		す。坂戸から谷迫間へ行く、国道248号線バイパスの高架下近くにある農地で、お互いの
		農地を少しずつ交換して耕作管理しやすくするための申請で、問題ないと思います。
議	長	受付番号9番、長洞お願いします。
國	枝	推進委員4番の國枝から現地確認の報告をします。
委	員	受付番号9番は、譲受人の自宅に隣接する元住宅が建築されていたため、登記地目が宅
		地で現況が畑として耕作されている農地です。譲渡人は市外に居住しており農地を処分す
		ることとなり、譲受人が農地として購入する話がまとまり、申請された案件となります。
		農地として耕作されるため問題ないと思います。
議	長	受付番号10番、久々利お願いします。
竹	谷	農業委員11番の竹谷から現地確認の報告をします。
委	員	受付番号10番は、久々利元久々利の住宅地の中にあり、譲受人の自宅に隣接する農地
		です。譲渡人は相続により取得しましたが、市外に居住しており農地を処分することとな
		り、譲受人が農地として購入する話がまとまり、申請された案件となります。農地として
		耕作されるため問題ないと思います。
議	長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございま
		せんか。
委	員	【意見・質問なし】
議	長	ご意見もないようですのでお諮りいたします。
		議案第17号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声多数】

議 長	異議ないものと認め、議案第 17 号は、原案のとおり許可することに決しました。
議 長	続きまして、日程第 3、議案第 18 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局	日程第 3、議案第 18 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について説明します。 今月の申請は、1 件です。 受付番号 1 番は、今渡の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で、隣接地を一体利用して貸駐車場敷地にするとのことことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。 本案件は、平成 3 年頃より、農地法の許可を得ず、父が造成し、借家を建築して利用していたため始末書が提出されています。現在、建物は解体されています。 本案件は、周辺への影響には十分注意を払うとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。
議 長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。 受付番号 1 番、今渡お願いします。
江 口 委 員	推進委員 1 番の江口から現地確認の報告をします。 受付番号 1 番は、今渡鳴子地内にあり、平成 3 年より造成し、借家として利用されていたため始末書が提出されている案件です。現在は、解体され隣接地と一体利用して西隣のコンビニに駐車場として貸すための転用申請となり、現状のまま利用されますので、問題ないと思います。
議 長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。
委 員	【意見・質問なし】
議 長	ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第 18 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声多数】
議 長	異議ないものと認め、議案第 18 号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。
議 長	続きまして、日程第 4、議案第 19 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局	日程第 4、議案第 19 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転 11 件、贈与による所有権移転 1 件、使用貸借権の設定 2 件の合計 14 件です。

受付番号 1 番は、本巢市の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、4 区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

本案件は、開発協議が必要な案件となり、都市計画法による協議が進められています。

受付番号 2 番は、美濃加茂市の方外 1 名と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、8 区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

本案件は、開発協議が必要な案件となり、都市計画法による協議が進められています。

受付番号 3 番は、川合の方と岐南町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、隣接地を一体利用して 4 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

受付番号 4 番は、下恵土の方と土田の方外 1 名が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、祖母の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、平成 6 年頃より、農地法の許可を得ず、一部駐車場敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号 5 番は、京都府宇治市の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、1 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号6番は、土田の方と土田の方が、贈与による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して個人住宅の庭の敷地にするということです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

本案件は、平成28年頃より農地法の許可を得ず駐車場敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号7番は、名古屋市中川区の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、3棟の分譲住宅を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号8番は、土田の方外3名と犬山市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して共同住宅の進入路の敷地にするということです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

本案件は、平成13年頃より、農地法の許可を得ず、駐車場敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号9番は、名古屋市熱田区の法人と名古屋市千種区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、一般個人向けの月極駐車場を整備することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

本案件の譲渡人であるガス供給会社は、ガス整圧器施設を計画し申請地を購入しましたが、計画が中止となり、事業が実施されないままとなっていました。さらに、会社が分割され、子会社に申請地の所有権が移転されたことにより、もとの農地転用許可も無効となりました。今回、譲受人から貸し駐車場として売買の提案があり、改めて農地転用許可を申請するものです。

受付番号10番は、菅刈の方と坂祝町の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可

を求めるものです。

転用事業者は、菅刈地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

今回、譲受人は686㎡の農地を購入し、一部を分筆し住宅用地に転用しますが、残った農地については、後日農地法第3条に基づく所有権移転申請を行う予定です。

受付番号11番は、坂戸の方と下呂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、坂戸地内で、9棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種、第3種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

本案件は、開発協議が必要な案件となり、都市計画法による協議が進められています。

また、令和8年2月3日に農振除外されています。

受付番号12番は、坂戸の方と皐ヶ丘の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、坂戸地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号13番は、山梨県富士河口湖町の方と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、隣接地を一体利用して8棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

開発協議が必要な案件となり、都市計画法による開発協議が進められています。

受付番号14番は、関市の方と美濃加茂市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、妻の父の所有地に使用貸借権を設定し、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

		周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。 本案件は、昭和 30 年頃より、農地法の許可を得ず、住宅敷地として使用していたため、始末書が提出されています。また、一体利用地を含め申請地が約 578 m²と広いですが、敷地形状が不整形であることと、接道が狭くセットバックが必要である等の理由から、転用はやむを得ないものと考えます。 以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。
議 長	江 口 委 員	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。 受付番号 1 番、2 番、今渡をお願いします。 推進委員 1 番の江口が受付番号 1 番、2 番の案件について報告します。 受付番号 1 番は、今渡、大東にある農地を転用して 4 区画に宅地分譲するための転用申請です。現地確認時には、既に更地として整備されていましたが、以前には一部の農地を残して、住宅と雑木林となっていたため、始末書が提出されている案件となります。隣接所有者への説明も済み、周囲への被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。雨水排水は敷地内に道路を造られ北側の市道側溝への排水となります。敷地内に作られる道路には、上下水道を整備されます。以上のことから転用されても、問題ないと思います。
議 長	大 澤 委 員	受付番号 2 番は、今渡鳴子の土地改良エリア内にある農地を転用して 8 区画に宅地分譲するための転用申請です。土地改良区の同意もあり、雨水排水の同意も得てあります。上下水道とも整備されており、周囲への被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。 受付番号 3 番、川合をお願いします。 農業委員 2 番の大澤が受付番号 3 番の案件について報告します。 受付番号 3 番は、川合の可茂公設市場の北にあり、土地改良区のエリア内にある農地です。北側、土地改良区道路の払下げを受けた土地と、申請地の南側を一部農地として残した土地を一体利用して、4 棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。土地改良区の同意もあり、雨水は、土地改良区の排水路への排水で同意を得てあります。周囲への被害防除策としてコンクリートブロック及び擁壁を設置されます。隣地所有者への説明も済み、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議 長	江 口 委 員	受付番号 4 番、下恵土をお願いします。 推進委員 1 番の江口が受付番号 4 番の案件について報告します。 受付番号 4 番は、下恵土、可茂消防南署に西にある土地改良エリア内にある農地で、祖母の自宅に隣接する農地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するための転用申請となります。一部駐車場として使用していたため始末書が提出されています。土地改良区の同意もあり、雨水は、既存敷地の排水を利用するとともに、東側土地改良水路へ排水されます。上下水道とも整備されています。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。
議 長	奥 田 委 員	受付番号 5 番から 9 番、土田をお願いします。 農業委員 4 番の奥田が受付番号 5 番、6 番、8 番の案件について報告します。

受付番号5番は、土田中町の住宅地の一角に残っていた農地を転用して分譲住宅1棟を建築するための転用申請となります。譲渡人は相続により取得しましたが、遠方に居住しており管理できないため処分することとなり、譲受人が分譲住宅を建築されます。周囲に農地はありませんが、被害防除策として、コンクリートブロックを設置されます。雨水は前面市道側溝への排水、上下水道ともに整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号6番は、土田の大型花き販売店北にある住宅地の一角に残っていた農地です。譲受人の住宅に隣接する農地で、既に駐車場として利用されていたため、始末書が提出されている案件となります。現状のまま利用されますので、転用されても、問題ないと思います。

受付番号8番は、土田、白髭神社西にある農地の一部を分筆して、隣接地のアパートへの進入路として利用するための転用申請です。現地は白髭神社の祭礼時等に違法駐車されたことにより踏み固められ、農地として管理されていないため、経緯書が提出されている案件です。現地はアパート側に、フェンスが設置されていますが、移設される計画で舗装をして一体利用されます。雨水は市道道路側溝への排水となり、転用されても、問題ないと思います。

津田委員

引き続き土田の案件で、推進委員2番の津田が受付番号7番、9番の案件について報告します。

受付番号7番は、土田の土田幼稚園北東にある農地を転用して3棟の分譲住宅を建築するための転用申請となります。譲渡人は相続により取得しましたが、遠方に居住しており管理できないため処分することとなり、譲受人が分譲住宅を3棟建築されます。周囲に農地はありませんが、被害防除策として、コンクリートブロックを設置されます。雨水は前面市道側溝への排水、上下水道ともに整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号9番は、土田の木材加工会社北にある農地で、ガス会社が都市ガスの中継施設を計画して取得しましたが中止となり、子会社の不動産関係会社が所有することとなったようです。子会社も活用する計画がないため処分することとなり、譲受人の会社が取得し、近隣のアパート等の月極駐車場として整備するための転用申請です。周囲には被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。駐車場のため、雨水は自然浸透と道路側溝への排水となります。周囲に農地はなく、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号10番、菅刈お願いします。

山本(寛)委員

推進委員3番の山本が受付番号10番の案件について報告します。

受付番号10番は、菅刈地内、帷子地区センター北東に位置する農地を転用して一般個人住宅を建築するための転用申請となります。隣接に農地が残りますが、今後、3条で取得予定としており、今回は予算の関係で住宅敷地のみの取得と聞いています。周囲は既設の石積み、コンクリートブロックを積んで被害防除されます。雨水は既設の側溝と市道側溝への排水となり、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号11番、12番、坂戸お願いします。

山本(富)委員

農業委員6番の山本が受付番号11番、12番の案件について報告します。

		受付番号 11 番は、坂戸地内、県立可児高校の北、住宅地域の一角の農振農用地を 2 月 3 日に除外して、分譲住宅 9 区画を建築するための転用申請となります。周囲には農地はなく、東と西の市道部分には、道路側溝を敷設され、接する水路には貼りコンクリートをされます。雨水排水は、市道側溝への排水となります。上下水道とも整備されており、開発協議が必要な案件となり、関係課と調整して進められると聞いています。以上のことから転用されても、問題ないと思います。 受付番号 12 番は、こちらも坂戸県立可児高校の西、通称坂戸通学路に面した、東西に細長い農地を転用して、一般個人住宅を建築するための転用申請です。周囲には被害防除策として、コンクリートブロックを設置されます。雨水は、北側に隣接する市道側溝への排水、上水道は整備されていますが、下水道が整備されていないため、合併浄化槽を設置し、市道側溝への排水となります。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。
議 長	玉 田 委 員	受付番号 13 番、瀬田お願いします。 農業委員 12 番の玉田が受付番号 13 番の案件について報告します。 受付番号 13 番は、瀬田、広見東地区センターから南西に 500m ほどに位置する住宅地域の一角にある農地を転用し、隣接地と一体利用して 8 棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。周囲には被害防除策として、コンクリートブロック及び擁壁を設置されます。雨水は、敷地内に新設側溝を敷設し、西側の既設排水路へ排水されます。上下水道とも整備されています。開発協議が必要な案件となり、関係課と調整して進められると聞いています。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。
議 長	奥村 (保) 委 員	受付番号 14 番、広見お願いします。 農業委員 13 番の奥村が受付番号 14 番の案件について報告します。 受付番号 14 番は、広見田白地内の住宅地域の一角にある農地で、妻の父の所有地を隣接地と一体利用で借りて、一般個人住宅を建築するための転用申請となります。周囲には農地はありませんが、被害防除策として一部にはコンクリートブロックを設置されます。雨水排水は、北側道路側溝への排水、上下水道とも整備されていますので、転用されても、問題ないと思います。
議 長		只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
中 村 委 員		受付番号 1 番の案件について、申請地の東側に農地、畑がありますが、今回の転用により 3 方向がコンクリートブロックに囲まれた状況となり、雨水の浸透が間に合わない場合に滞水する状況になるが対処する方法はあるのか。
事 務 局		田の場合は、給排水で、営農に支障がないことが条件となるが、畑の場合は給排水がないので、営農への支障の判断が難しい。自己所有地の排水に関しては、ご自身で処理していただくこととなります。
中 村 委 員		転用を許可したことにより、冠水が発生する様になり、耕作に支障が出るとして訴えられた場合、農業委員会としての対処はあるのか。
事 務 局		転用により耕作に支障が出る原因、因果関係が耕作者により、明確に証明できれば、事務局と農業委員会で動いて、原因者へ対処するよう指導する必要があると思います。
中 村 委 員		因果関係が判明した場合、今回の転用では宅地分譲なので、宅地購入者が対処するのか、

事 務 局	転用事業者が対処するのか、どちらになりますか。
事 務 局	対処するのは、転用事業者になると思います。
議 長	今回の転用申請では、隣地所有者への説明は済んでいますので、問題になることはないと思いますが、事業者が責任をもって対処していただけたらと思います。
議 長	他に何かご意見、ご質問はございませんか。
議 長	私から、受付番号 7 番の案件について、申請地の接道に関して、4 m の道路がないのでセツバックして一部市道にすることで、転用申請が提出されている。農業委員会としては問題ないと判断できるが、火災時の消火活動では、大型の消防車が近づけない状況になる。市としてはどう判断するのか。
事 務 局	今回の申請地について、農業委員会としての判断は、農地法により判断することとなり、第 3 種農地で、原則許可する案件として判断することとなる。他の状況への判断については、それぞれの担当で判断することとなる。
議 長	今回、この質問をした理由は、過去に今渡地内の高層マンションの一室で火災が発生した時、大型のはしご車が道路が狭いため現場に近づけない状況が発生したことがあったためです。但し、火災はボヤで消火されました。
議 長	他に何かご意見、ご質問はございませんか。
伊 藤 委 員	受付番号 3 番の案件について、南側に農地を残しての農地転用となるが、残った農地の今後の管理はどのようになるのか。
事 務 局	当初は、申請地のみで農地転用を計画したが、北側、可児土地改良区管理の道路敷が西側申請地への進入路として利用されていて、転用により不要となることから、払下げとなり、一体利用地として利用する計画変更となったようです。東側道路が 4 m ないため開発協議案件として処理できないことから、一部農地を残しての転用申請となったようです。残される農地については、現在、申請地の南側農地所有者への売却を進めていると聞いています。また、売却の話がまとまらなければ、所有者が管理していただくこととなり、畑地転換等の申請書を提出して、農地として管理されると思います。
議 長	他に何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	【意見・質疑なし】
議 長	ご意見もないようですのでお諮りいたします。
議 長	議案第 19 号は、原案のとおり許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声多数】
議 長	異議ないものと認め、議案第 19 号は、原案のとおり許可相当として市に進達することに決しました。
議 長	続きまして、日程第 5、議案第 20 号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更における意見聴取についてを議題といたします。
議 長	それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局	日程第 5、議案第 20 号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更における意見聴取について説明します。

		議案書の別葉の議案第 20 号をご覧ください。
		本案件は、先月の総会において農林課から説明しました、地域計画の変更に対する意見を聴取するものです。変更内容について先月配布しました資料のとおりですが、計画内容等にご意見、ご質問等ございましたら発言をお願いいたします。
議	長	先月、担当の農林課から説明があり、地域計画の変更に対して、何かご意見、ご質問がありましたら発言をお願いします。
議	長	先月、説明を受け、資料も持ち帰ったが、地域も多く、担当の地区でないと詳細も理解できなく、なかなか発言もできないかもしれない。
事	務	対象内容が市内全域で、各地域に分かれて、多岐にわたる内容なため、委員各位には短時間でご理解いただき、ご意見、ご質問をいただくには、難しいかなと思います。
局		そこで、事務局において、意見を考えてみましたので、説明させていただき、賛同を得られれば、農業委員会の意見として、提出したいと思います。
事	務	事務局の意見案を説明
議	長	事務局に意見案をまとめていただき、農業委員会の意見として提出してください。他にご意見、ご質問はありませんか。
委	員	【意見・質疑なし】
議	長	ご意見もないようですのでお諮りいたします。
		議案第 20 号について、事務局の意見案をまとめ提出するため、意見ありとして、市に報告することにご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声多数】
議	長	異議ないものと認め、議案第 20 号は、意見ありしとして、市に報告することに決しました。
		以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
議	長	続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事	務	それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。
局		1. 農地の適正管理の 4 月指導分について報告します。
		添付資料 1 をご覧ください。(2 か所)
		2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の 4 月届出分です。
		届出はありませんでした。
		3. 農業用施設の届出書の 4 月届出分です。
		別添資料 2 をご覧ください。(件数 1 件)
		4. 農地台帳非登載確認申請の 4 月申請分です。
		申請はありませんでした。
		5. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の 4 月受理件数です。
		3 件の届出がありました。
		田 15 筆 11,563.00 m ² 畑 7 筆 965.00 m ² 合計 22 筆 12,528.00 m ²

中 村 委 員

6. 今後の日程について説明します。

次回の現地確認は5月29日の金曜日を予定しています。

また、令和8年第6回農業委員会総会は、令和8年6月4日木曜日に午後2時から
庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

9. その他

- ・ 4月9日、10日の親睦旅行について

会計報告

今後の会費について

議

長

これをもちまして、令和8年第5回可児市農業委員会総会を閉会いたします。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。